

法律を使わない企業内弁護士の仕事

株式会社北陸銀行経営管理部人事企画グループ／富山県弁護士会会員 小川 英之 *Ogawa, Hideyuki*

1 はじめに

私は新第64期司法修習を終え、2012年、そのまま株式会社北陸銀行に入行しました。他に社会人経験はなく、現在銀行員4年目です。

北陸銀行は富山県に本社のある地方銀行ですが、金沢・福井・北海道・三大都市圏など広域に展開する点が特徴で、北海道銀行も含めたほぼほぼフィナンシャルグループとしては地銀第3位の規模を有しています。

現在、北陸銀行に所属している弁護士は4人で、現在も新規の採用を行っています。北陸銀行は2011年ころから専門職の採用を積極的に行っており、弁護士のほかにもニューヨーク州弁護士や公認会計士7人が在籍しているほか、不動産鑑定士や建築士なども積極的に採用しています。

弁護士の配置先ですが、私以外の3人はコンプライアンス統括室法務室、私は経営管理部人事企画グループとなっています。

2 入行の経緯

私が銀行の弁護士となったのは、もともと企業法務や予防法務に興味があったからです。紛争はそもそも発生しないのが最も良く、銀行のような市民生活に密着した社会インフラを担っている企業であれば、ビジネスサービスとして紛争予防プログラムを自発的に提供し続けることができるのではないかと考え、銀行の弁護士を選ぶこととしました。

もっとも、当時の北陸銀行は弁護士募集を行っていませんでしたので、就職活動はまったくの手探り状態でした。新卒者向けの企業説明会に潜り込んで人事担当者に面接を頼み込み、若い新卒者に交じって適性検査や面接を受け、若者とともに内定者懇親会に出席し奇異な目で見られ等々、比較的苦勞した方だと思います。

募集を行っていない企業でも就職の余地はあると思いますので、企業内弁護士を考えている方は募集がなくとも積極的に挑戦していただければと思います。

3 業務の内容

私は、金融サービス室国際業務推進グループ、コンプライアンス統括室法務室を経て、2014年11月より、経営管理部人事企画グループに在籍しています。企業内弁護士としては珍しい所属と思いますので、詳述します。

(1) 企画業務

人事企画グループは、文字通り人事制度等の企画を行っており、ハラスメントの防止やワークライフバランス・ダイバーシティの推進など、従業員の労働環境の向上に関する施策の企画・実施を中心に行っています。構成は、グループ長と30代後半の中堅行員、アシスタント2名と私の5人体制です。

業務の特徴は、企業内弁護士でありながら、あまり法律を使っていないことです。法改正対応や規程改正等の際は法律家としてのスキルを生かすこともできますが、人事企画の仕事は、まずは立法事実の調査・分析を行い課題を抽出し、その対応として講じる措置を、コスト比で最大の効果を得られるよう検討し、他部との調整や経営会議への付議、組合提案・交渉を経て、実現に至り、その後はそれがうまく機能しているかフォローしていく、という流れで進んでいきます。法律は外延として機能しますが、重要なのはその中で何をやっていくかという点にあり、一般的な弁護士の仕事とは異なるところだと思います。アメリカでMBAまで取得しているグループ長の仕事ぶり比べると歯がゆい思いをすることも多くありますが、制度を作り上げていく仕事は刺激的ですし、自分の企画

が人に喜んでもらえる時の充実感は大きいものがあり、現在の業務には満足しています。

上記以外でも、法改正対応や賃上げ・賞与設計など、企画の対象は多岐にわたり、資格・職位体系やコース体系の見直しから、給与テーブルや退職金ポイントテーブルの作成、経営計画の作成など、他では経験できないような業務にも携わることができています。

(2) 団体交渉対応

他の重要な業務として、労働組合との団体交渉があります。北陸銀行は、組合も積極的に活動しており、特に大きな制度改正を行うような場合には業務のかなりの割合を占めることになります。

具体的には、労働条件に関する制度の改正(就業規則等の改正)等を労働組合に提案し、改正の必要性・合理性の説明を行い、組合の受諾に向けて交渉を行っていくというものです。交渉の際は法律・論理だけではなく「駆け引き」もありますし、過去の交渉の経緯などとの整合性も求められますので、関連する過去の交渉の議事録等の資料を確認し、過去の銀行見解の延長として新しい提案を構成していかなくてはならず、特に歴史のある制度の改正の際には相当な労力と根気を要します。

(3) 個別案件対応

労使間での紛争も、人事企画で対応を行っており、具体的には労働審判や訴訟対応、労働基準監督署対応などを行っています。労働審判や訴訟の代理人は外部の弁護士にお願いしており、私の仕事は要件事実に沿った事実の調査と対応方針の策定、期日の立会、期日内容等の経営への報告が中心です。

4 これから企業内弁護士を目指す方へ

企業内弁護士は大変面白く、仕事をゼロから作っていく喜びは企業内弁護士ならではのと思っています。多くの方に企業内弁護士を経験してほしいと思いますが、特に地方の企業で最初の企業内弁護士となる場合の留意点を挙げておきたいと思っていますので、ご参考ください。

(1) 公益活動

地方では国選弁護や法律相談などの公益活動

や会務活動が義務とされている単位会が多くあります。所属予定の単位会に確認のうえ、事前にその際の扱いを企業と調整しておく必要があります。ちなみに北陸銀行では、事前に申告のうえ労働免除という形で対応しています。

また、特に国選弁護が義務とされている場合、弁護士専用のFAX等が必要となりますし、報酬の扱いについても事前に企業と詰めておく必要があります。北陸銀行では、報酬は各弁護士が得るものとし、また、主に国選弁護用として弁護士専用の部屋とFAX、パソコン、コピー機等を用意してもらっています。

(2) 訴訟等の経験

今の私の課題は、接することのできる事件数が一般の弁護士と比べて圧倒的に少なく、訴訟技術や勘が養えないという点です。弁護士ならば当然に技術や勘を備えていると誤解されている場合も多いと感じるところですので、その旨をきちんと伝え、法律事務所への出向等の措置を講じてもらえるよう伝えておくのが良いと思います。なお、富山県弁護士会は全国的にも企業内弁護士の割合が高い単位会で、新人や即独支援のプログラムに企業内弁護士も含めてもらうなどの配慮をいただいています。

(3) 現場経験

逆に、企業内弁護士は本部の法務セクションに配属されることが多いと思いますが、それだけでは現場をよく知らないということになりかねません。企業内弁護士の一番の強みは企業の内情に精通している点にあると思いますので、現場を知る機会を用意してもらえるよう伝えておくのが良いと思います。

5 おわりに

企業の内部にいと、企業とは良くも悪くも社会に多大な影響を与え得る「公器」であり、その中で弁護士が活躍することの社会的意義は決して小さくはないと感じます。一層の企業内弁護士の増加が望ましいと感じているところであり、本稿が企業内弁護士を目指す方の一助となれば幸いです。